Ｇ様式②‐４　★

平成 年 月 日

公益社団法人日本認知症グループホーム会長殿

 　　　　　　○○支部　代議員　○ ○ ○ ○ 印

 　　　　　 ○○支部　代議員　○ ○ ○ ○ 印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　○○支部　代議員　○ ○ ○ ○ 印

○○支部　代議員　○ ○ ○ ○ 印

○○支部　代議員　○ ○ ○ ○ 印

**監事候補者の推薦について（届出）**

定款施行規程第１３条第７項の規定により、下記のとおり監事候補者を推薦いたします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　名 | 法人名及び住所 |
|  |  |

※必ず本人のご承諾を得て推薦してください。

※ご本人の略歴添付して下さい。

※定款施行規程第１１条第７項（確認書（本部役員用））に該当する方は推薦できません。

以上

Ｇ別紙１　★

略　歴（サンプル）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏　　名 |  | 生年月日 | 明・大・昭 年 月 日 |
| 最終学歴 |  | 性　　別 | 男・女 |
| 自宅住所(〒 ‐ )TEL. ‐ ‐  |
| 法人住所(〒 ‐ )法人名TEL. ‐ ‐ FAX. ‐ ‐  |
| 連絡先1.住所(〒 ‐ )　　　　　　　　　　　　　　２．TEL. 　 ‐ ‐３．FAX. 　 ‐ ‐  　　　　　　 ４．携帯電話　　‐ ‐５．E‐mail |
| 職 歴 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| そ の 他 | 他団体の役員就任及び賞罰等 |
| 平成 年 月 日氏名 印 |

Ｇ別紙３　★　（本部役員用）

確　認　書

私は、下記欠格事由に該当しません。

平成　　年　　月　　日

氏名　　　　　　　　　　　印

記

１.　公益法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）（以

下「公益認定法」という。）第２９条第１項又は第２項の規定により公益認定を取り消された場合

において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年以内に当該公益法人の業務を行う理

事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者

２．次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から、5年を経過しない者

・　認定法の規定に違反したこと

・　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に違反したこと

* 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の2第7項 の規定を除く。）に違反したこと
* 刑法（明治40年法律第45号）第204条 、第206条、第208条、第208条の3第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
* 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条若しくは第3条の罪を犯したこと
* 国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したこと

**３．**禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

**４．**暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号 に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

以上

　**確認書の提出にあたっての参考**

　確認書に記載されている１～３の事項ついては、公益認定法第６条第１項で欠格事由として規定されております。

　なお、平成２６年５月２０日欠格事由の一部変更により、「公益認定取消に係る連座制」

が規定されました。

◎公益認定取消に係る連座制について

　　過去に公益認定取消しとなったＡ法人において、その取消原因となる事実のあった

日以前１年以内においてそのＡ法人の業務の執行を担当していた理事が、Ａ法人の取

消しから５年以内にＢ法人の役員（理事、監事）に就任すると、Ｂ法人もいわば連座

して公益認定が取り消しされることになります。

　公益認定取消事由は、Ａ法人が自主的に認定を返上する場合も含まれています。

◎刑法の該当条文について

　　①第２０４条－傷害　②第２０６条－第２０４条に係る現場助勢

　③第２０８条－暴行　④第２０８条の３第１項－凶器準備集合及び結集

　　⑤第２２２条－脅迫　⑥第２４７条－背任

◎暴力行為等処罰に関する法律第１条、第２条若しくは第３条について

　　集団的・常習的な暴行・脅迫・器物破損・面会強請、銃砲・刀剣による加重傷害などの犯罪